

## モバイルWiFiトライアル規約

### 第1条（総則）

本規約は、株式会社オプテージ（以下「当社」といいます。）がモバイルWiFiサービス（以下、「本サービス」といいます。）のトライアル（以下、「本トライアル」といいます。）を提供するにあたり、モニターの本トライアルへの登録及び本サービス利用の際の、当社とモニター間の契約条件を定めるものです。

### 第2条（本トライアル及び本サービスの趣旨・性格）

モニターは、本トライアル及び本サービスは、本サービスの本格開発に向けた技術検証や運用試験、並びに、本サービスの有用性、モニターの利用様態、その他本サービスの本格展開に関する判断に有用となる情報を当社が調査・取得すること（以下、「本目的」といいます。）を目的として無償で提供されている実験的サービスであり、提供が不安定になる可能性があるサービスであることを認識し、その趣旨・性格を理解した上で本サービスを利用するものとします。

### 第3条（本規約等の変更）

当社は、モニターの事前の承諾なしに本規約、本トライアル、及び本サービス（提供条件内容を含みます。）の内容を変更できるものとします。変更後の本規約は、当社のトライアル案内ページ（以下「本サイト」といいます。）に掲載されたときをもって効力を生じるものとします。

### 第4条（モニター）

1. モニターとは、本トライアルに参加する者をいいます。
2. モニターは、別途当社が定める方法によって申し出ること、本トライアルの実施期間中であっても、本トライアルへの登録を取り消すことができます。

### 第5条（本サービスの利用と内容）

1. モニターは、本規約を承諾し本サイトに規定された手続きを完了後、本トライアルの実施期間中、本サービスを利用できるものとします。
2. 本トライアルの実施期間、本サービスの利用条件その他の詳細は、別途当社が規定する

提供条件に定めるとおりとします。

#### 第6条（登録情報）

1. 本トライアルへの登録にあたり、モニターが当社に申告し登録する情報（以下「登録情報」といいます。）は、当社が所有するものとし、本規約及び当社が公開するプライバシーポリシーに従い、当社が管理するものとし、
2. モニターは、登録の際にモニターが申告する登録情報の全ての項目に関して、正確に申告する義務を負います。また、モニターは、当社が別途提示する手続きを行うことによって、登録した内容の開示を当社に求めることができ、登録情報に誤りがある場合や変更が生じた場合は、速やかに所定の変更手続きを行う義務を負うものとし、
3. 当社は、登録情報その他本トライアル又は本サービスの提供によって当社が取得する情報（モニター個人を特定できる情報（以下「個人情報」といい、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等を含み、これらに限られません。）を含みます。）を、モニターに対する電話又は電子メール、郵便物の送付等モニターとの通信連絡等、当社が本トライアルに関する業務及び本目的を遂行するために必要な範囲で利用できるものとし、モニターはあらかじめこれを承諾します。なお、個人情報の利用目的は重要事項説明書及び当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。なお、業務及び本目的の遂行上必要な範囲での利用には、モニターに係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合、電子メールその他の方法によってモニターに登録内容の確認を行うことがあります。この場合、モニターは、当社が定める期間中に別途当社が指定する、登録内容を証明することができる書類を送付する義務を負うものとし、
5. 当社は、モニターの月間のデータ使用量をモニタリングし、サービス運営、及びサービス開発の用途に用いることができるものとし、モニターはあらかじめこれを承諾するものとし、

#### 第7条（守秘義務）

モニターは、当社から回答を求められたアンケート等で、その内容に関し秘密として取り扱うことを求める記載あった場合には、そのアンケート等を通じて知り得た情報（アンケートの内容を含みますがこれに限られません。）について守秘義務を負うものとし、第三者への開示等を行わないものとし、

#### 第8条（モニターの禁止行為）

モニターによる以下に該当する行為、又は該当するおそれのある行為は禁止します。

- (1) 当社もしくは他者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など）、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺、業務妨害、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買などの犯罪行為に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書などを送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品などの広告を行う行為、またはインターネット上で販売などが禁止されている医薬品を販売などする行為。
- (7) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為。
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為。
- (9) 法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為。（無限連鎖講（ネズミ講）の開設、運営、もしくはこれを勧誘する行為、または悪質な連鎖販売取引など）
- (10) インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の開設、運営もしくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (11) 当社の設備に蓄積された情報、または本通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為。
- (12) 不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすまして本サービスを利用し、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為。（偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。）
- (13) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為。
- (14) ウイルスなどの有害なコンピュータープログラムなどを送信し、またはこれを他者が受信可能な状態にする行為。
- (15) 画面上での対話の流れを妨害し、または他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (16) 社会通念上他者人に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (17) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為。

(18) 当社もしくは、他者の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為。

(19) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。

(20) 違法行為（けん銃などの譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など）を請負し、仲介しまたは誘引（他者に依頼することを含む）する行為。

(21) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。

(22) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。

(23) 営利を目的とした転売および譲渡する行為。

(24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを張る行為。

(25) 同一人（同一人物であると当社が合理的に判断できる場合を含みます。）が複数回本トライアルへの登録を行う行為。

(26) 虚偽のアンケート回答を行うこと、又は虚偽の登録情報を登録する行為。

(27) 一定時間内に膨大な通信、もしくは一定時間以上継続して電気通信設備を占有する行為。

(28) 公序良俗に違反し、または他者の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。

(29) その他、当社が不適切と判断する行為。

## 第9条（情報等の修正・削除）

当社に登録されている全ての情報に関して、当社が以下に該当すると判断した場合は、モニターの承諾なく修正・削除できるものとします。

- a. 登録されている情報が第8条の禁止行為に該当すると当社が判断した場合。
- b. 登録されている情報が事実と異なると当社が判断した場合。
- c. 登録後一定期間を経過して、当社が不要と判断した場合。
- d. その他、当社が不適切と判断した場合。

## 第10条（提供された情報内容の利用）

1. 当社が、モニターに対して本トライアルにより配信、提示したすべての情報に関する著作権その他一切の権利は、当社が保有するものであって、モニターは、当社の許可なく本トライアル及び本サービスの利用に必要な範囲を超えて利用してはならないものとします。

2. 前項の規定は、本トライアルが終了した後であっても、なお有効に存続するものとします。

#### 第 11 条（電子メールの受発信）

1. モニターが当社に電子メールを発信する場合、登録情報と同一のメールアドレスを使用するものとします。なお、当社は、登録情報と一致しないメールアドレスからの電子メールについては、受信していないものとみなすことができるものとします。

2. 当社は、モニターに対して通知を行う際は、本サイトへの掲示、又は登録情報として当社に登録されている最新の住所、メールアドレス、電話番号等への書面送付、電子メールの送信、架電、その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。

3. モニターが登録情報の登録を誤っていたり、第 6 条 2 項に定める変更手続きを怠ったりしたことによって前項の通知が不達となった場合には、当該通知が通常到達すべき時をもって到達したものとみなします。なお、これによってモニターが被る不利益につき当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 12 条（登録の抹消）

1. モニターが以下のいずれかに該当する（該当するおそれがあると当社が合理的に判断する場合を含みます。）場合は、当社は、モニターに事前に通知することなく、登録を抹消し、又は本トライアル及び本サービスの利用を停止させることができるものとします。

a. モニターが本規約に違反した又は本規約によりモニターに課されている義務の履行を怠ったと当社が判断した場合。

b. 当社よりモニターに対し、電子メール等による連絡が取れなくなった場合。

c. その他、当社が不適切と判断した場合。

2. 前項の措置によりモニターに損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負いません。

#### 第 13 条（サービス内容の変更、中止）

1. 当社はモニターの承認を得ることなく、本トライアル又は本サービスの内容を変更、又は中止することがあります。

2. 本トライアル又は本サービスの変更又は中止に伴い、モニターに不利益や損害が発生した場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

#### 第 14 条（レンタル機器の取り扱い）

1. モニターは、善良なる管理者責任をもってレンタル機器一式を維持、管理するものとし、その利用に当たっては以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) レンタル機器の第三者への譲渡、質入れ、貸出し、再販、その他の処分。
- (2) レンタル機器の分解、解析、改造、改変等。
- (3) レンタル機器の損壊、破棄、紛失等。
- (4) レンタル機器の著しい汚損（シール貼付、切削、着色等）。
- (5) 本サービス以外の不正使用。
- (6) レンタル機器の取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為。
- (7) レンタル機器の日本国外持ち出し。
- (8) その他当社が不適切と判断する行為。

2. 前項の禁止事項に該当すると当社が判断した場合、モニターは当社の請求に従い、損害賠償として弁償金（端末実費：¥19,800）を直ちに支払うものとします。

#### 第 15 条（レンタル機器の返却）

1. モニターは、トライアル終了後、レンタル機器を当社へ返却する義務を負います。
2. レンタル機器の返却方法は、トライアル事務局より、別途案内します。
3. レンタル機器の返却期限は 2021 年 8 月 31 日までとします。返却期限より 15 日以内にレンタル機器の返却が確認できなかった場合、紛失したものとみなします。
4. レンタル機器を紛失した場合、または返却時にモニター起因による故障・破損が見られる場合、以下のレンタル端末一式の返却に欠品がある場合は、端末実費（¥19,800）を当社に支払うものとします。

#### 第 16 条（免責・非保証）

1. 当社は、電気通信設備の停止、障害、修理又は復旧等にあたってその電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したこと、当社が本サービスの提供をすべき場合であってその提供を行わなかったこと、又はその他当社の責に帰すべき事由によりモニターに損害が発生した場合であっても、その損害が当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2. 当社は、本トライアルに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、モニターが使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器、その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しないものとします。

3. 本トライアルは、第2条に定める趣旨・性格のものです。そのため、当社は、本サービスにつき、通信速度や品質の低下、通信遮断等が発生しないことを保証しません。万一、それらが起因でモニターに損害が発生した場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。
4. 何らかの理由により当社がモニターに対して責任を負担する場合であっても、間接的損害、及び特別の事情から生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

#### 第17条（専属的合意管轄裁判所）

当社及びモニターは、当社とモニターの間で本規約、本トライアル又は本サービスに関連して紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上